

国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員給与規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員給与規程  本則  (適用範囲) 第2条 この規程は、就業規則第2条に定める教育職員(以下「教育職員」という。)に適用する。	国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する <u>教育職員</u> 給与規程  本則  (適用範囲) 第2条 この規程は、就業規則第2条第1項に定める教育職員(以下「教育職員」という。)に適用する。	

附 則 (経規程第55号)

この規程は、平成26年1月27日から施行する。